

デジタルサイネージの取り扱いについて

- ・御堂筋デザインガイドライン区間では、重点的な景観誘導を図っていくエリアとして、屋外広告物も重要な景観要素と位置付け、設置場所に応じた面積の上限や意匠等の基準を定めています。デジタルサイネージについては、広告物自体が発光することに加えて文字や映像が動く媒体であり、通常の屋外広告物以上に、夜間景観を含めた景観形成上影響が大きいものとして捉え、一定の景観配慮を行う屋外広告物のデジタル化については特例として許容するものとして、設置基準及び協議の枠組み等を定めています。また、デジタルサイネージの可変性を活かし、情報発信に寄与するよう、観光情報等まちの利便性や安全性を高める各種情報の提供についても求めています。

(1)「御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱」において対象となるデジタルサイネージ

- ・要綱で対象となるデジタルサイネージとは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物及びそれに類する広告物を含む）とします。

街を行き来する人や施設等を利用する人を対象に施設情報を発信

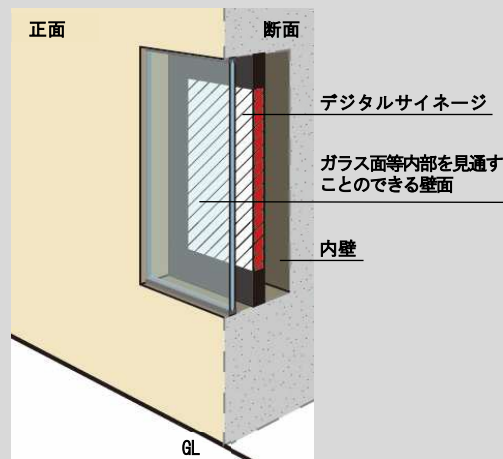


設置事例

ガラス面の内側に貼り付けられる広告物及びそれに類する広告物



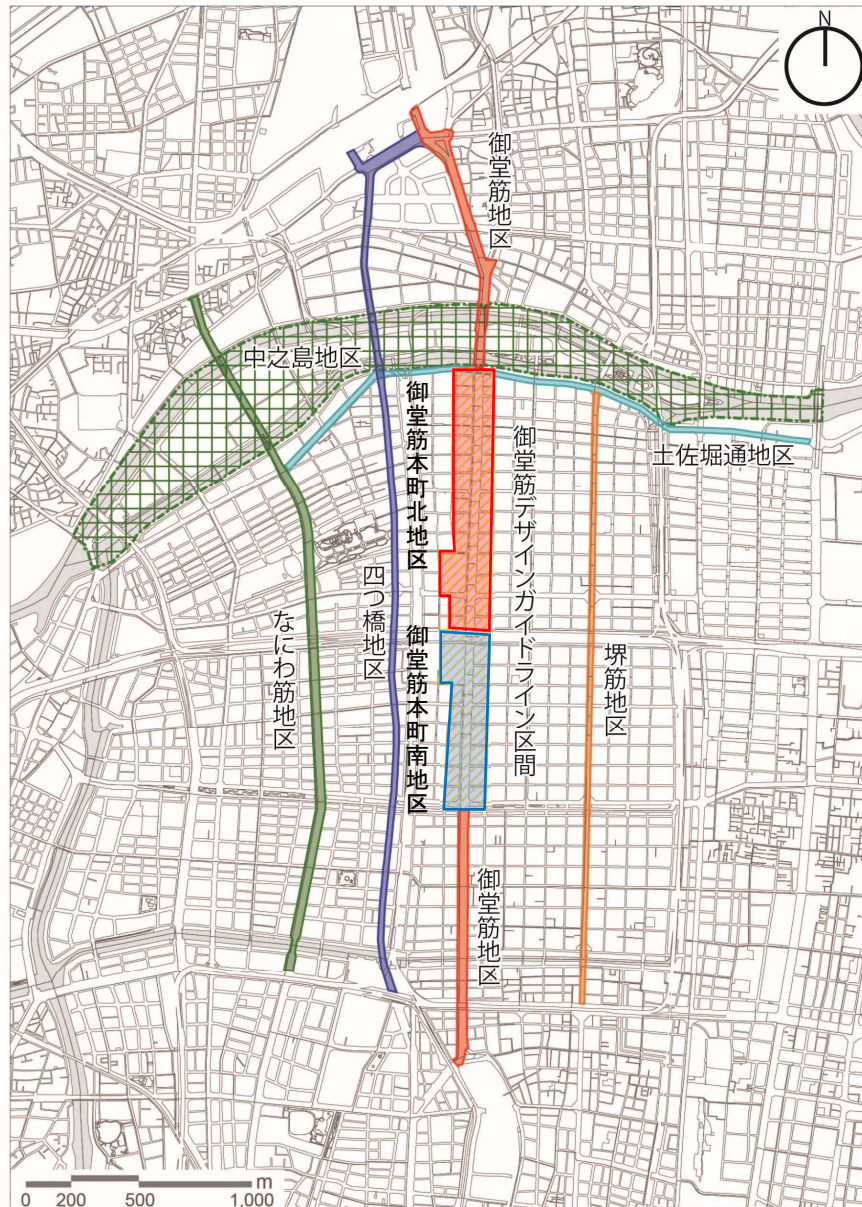
ガラス面等の内側に張り付けられた広告物及びそれに類する広告物の例
(外観図)



ガラス面等より内側※に設置された広告物の例
(正面図+断面図)

※ガラス面等より内側の空間については、デジタルサイネージのみを設置するための専用のスペースであるもの。

(2)協議対象地区



デジタルサイネージ設置協議対象地区

デジタルサイネージ
設置協議対象地区名

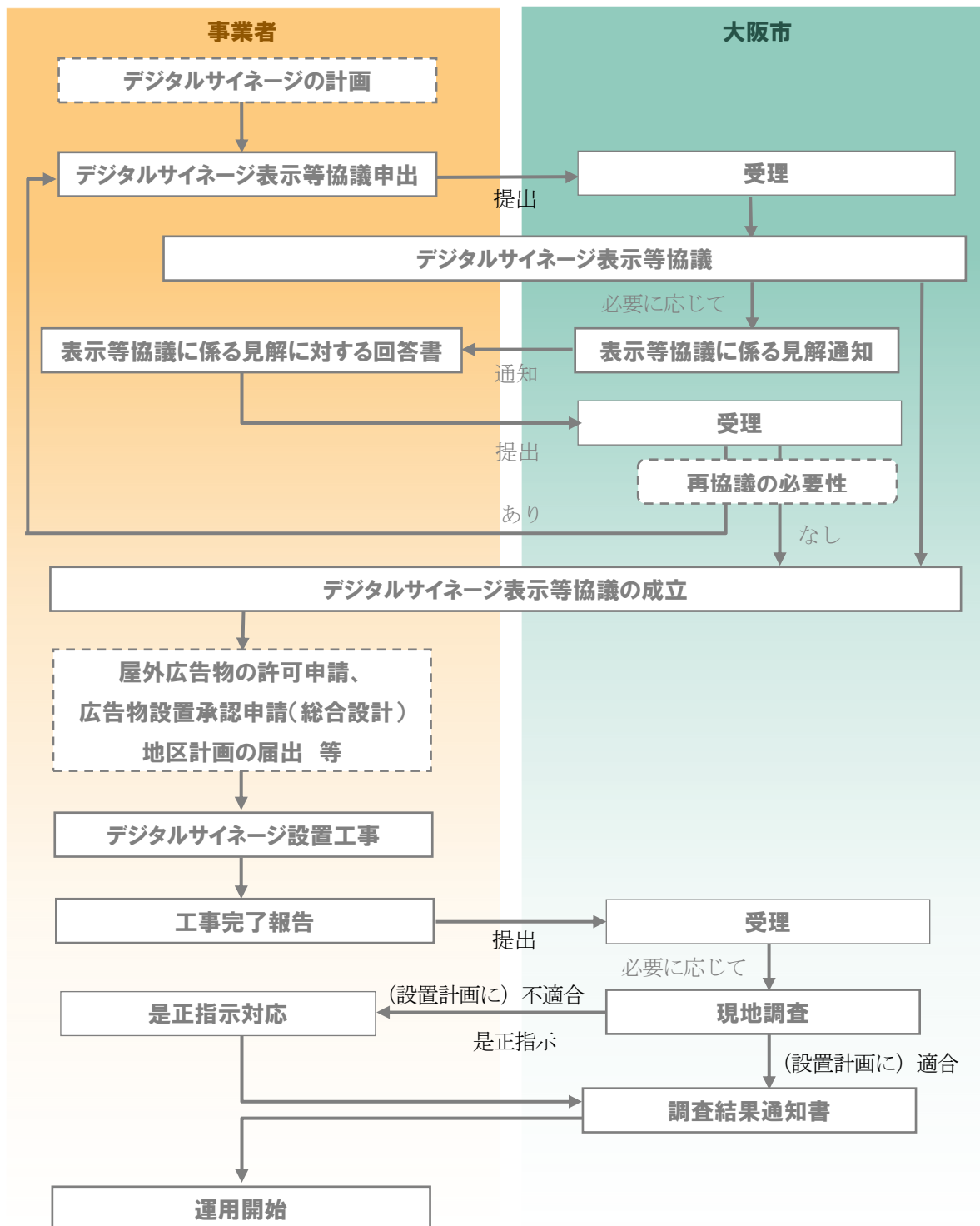
御堂筋本町北地区、御堂筋本町南地区

ただし、本町通以南の心斎橋筋に面するものはこの限りではない。

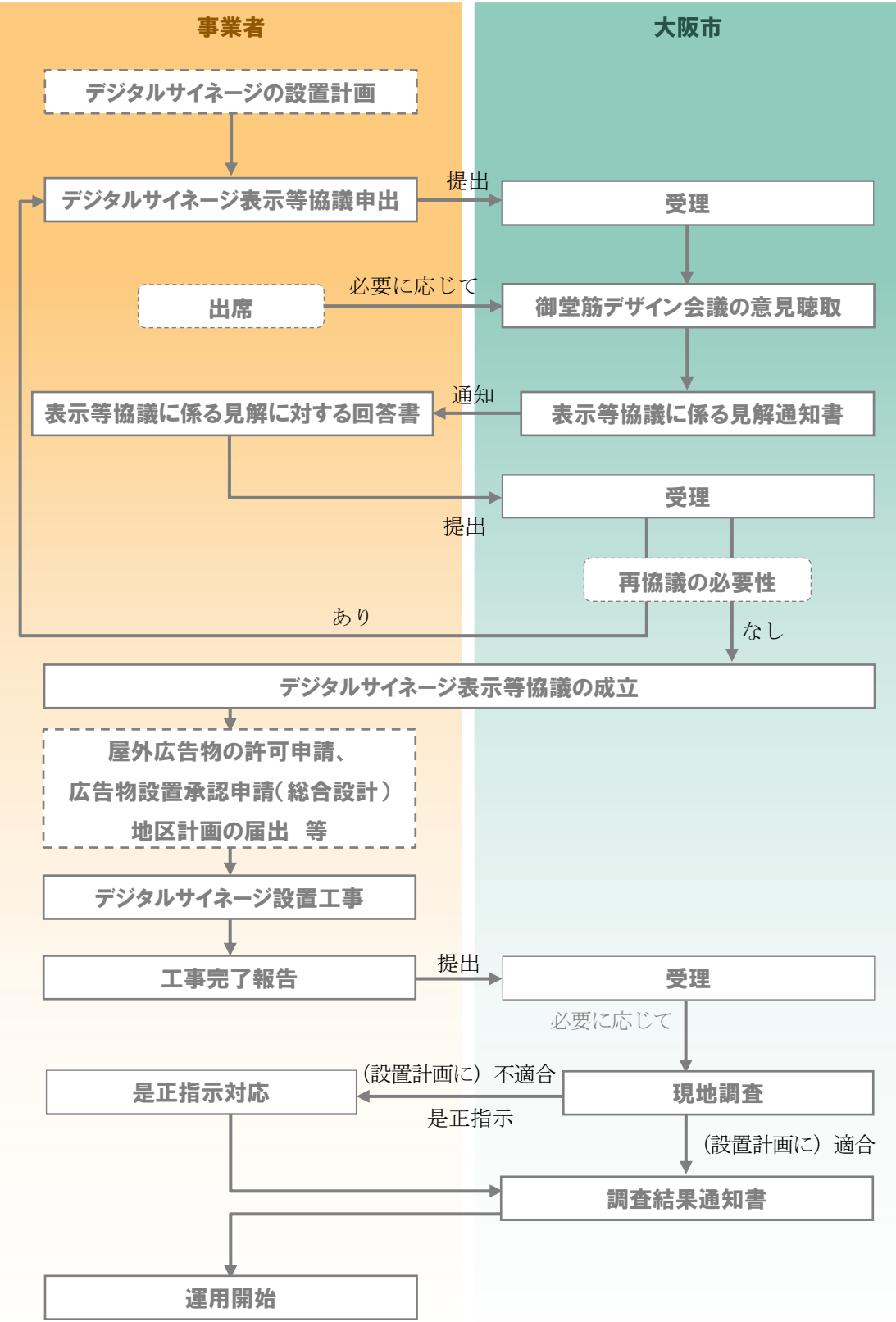
(3)協議等手続のフロー

【デジタルサイネージ表示等協議の手続きフロー】

※窓口協議の場合

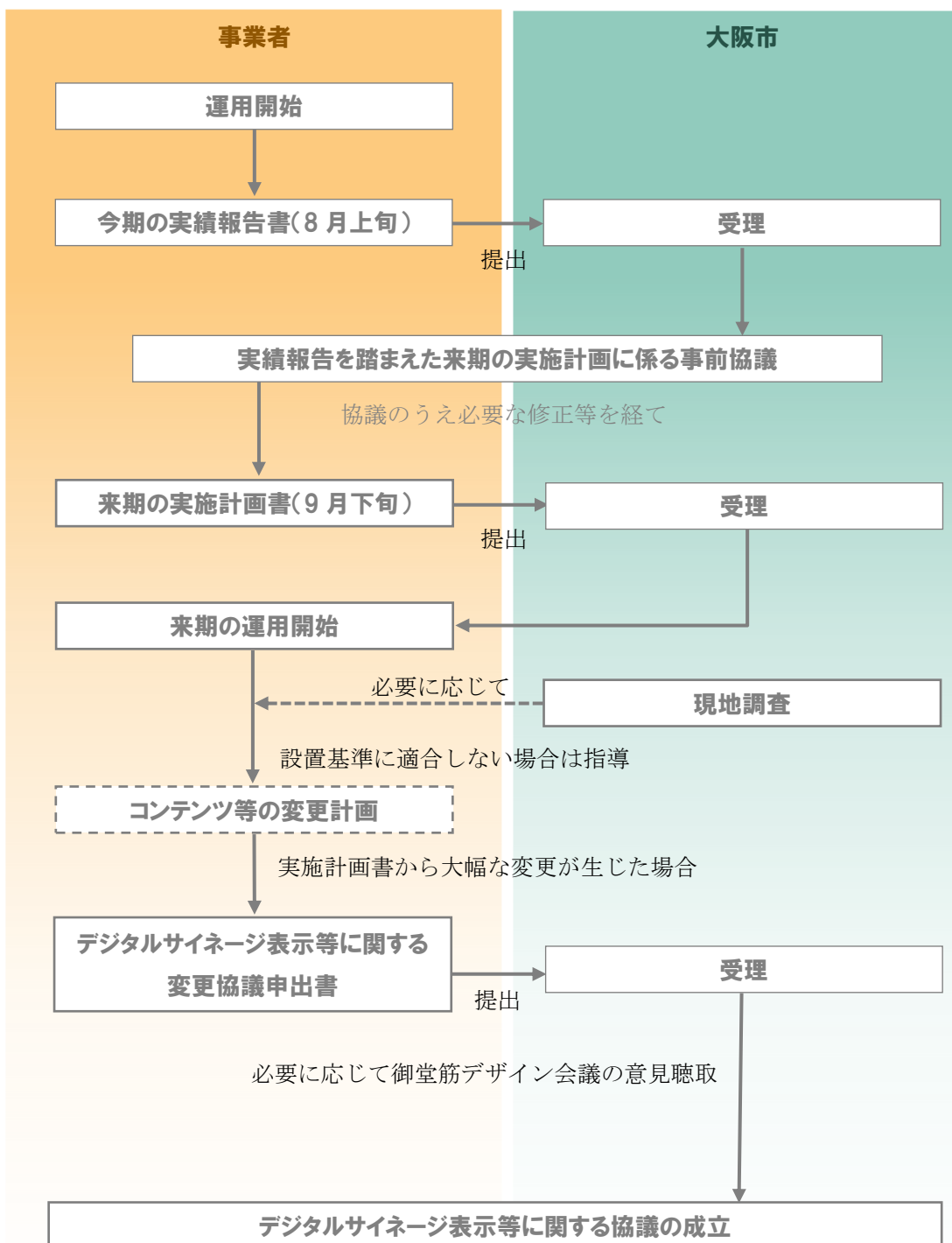


※デザイン会議に意見聴取を行う場合

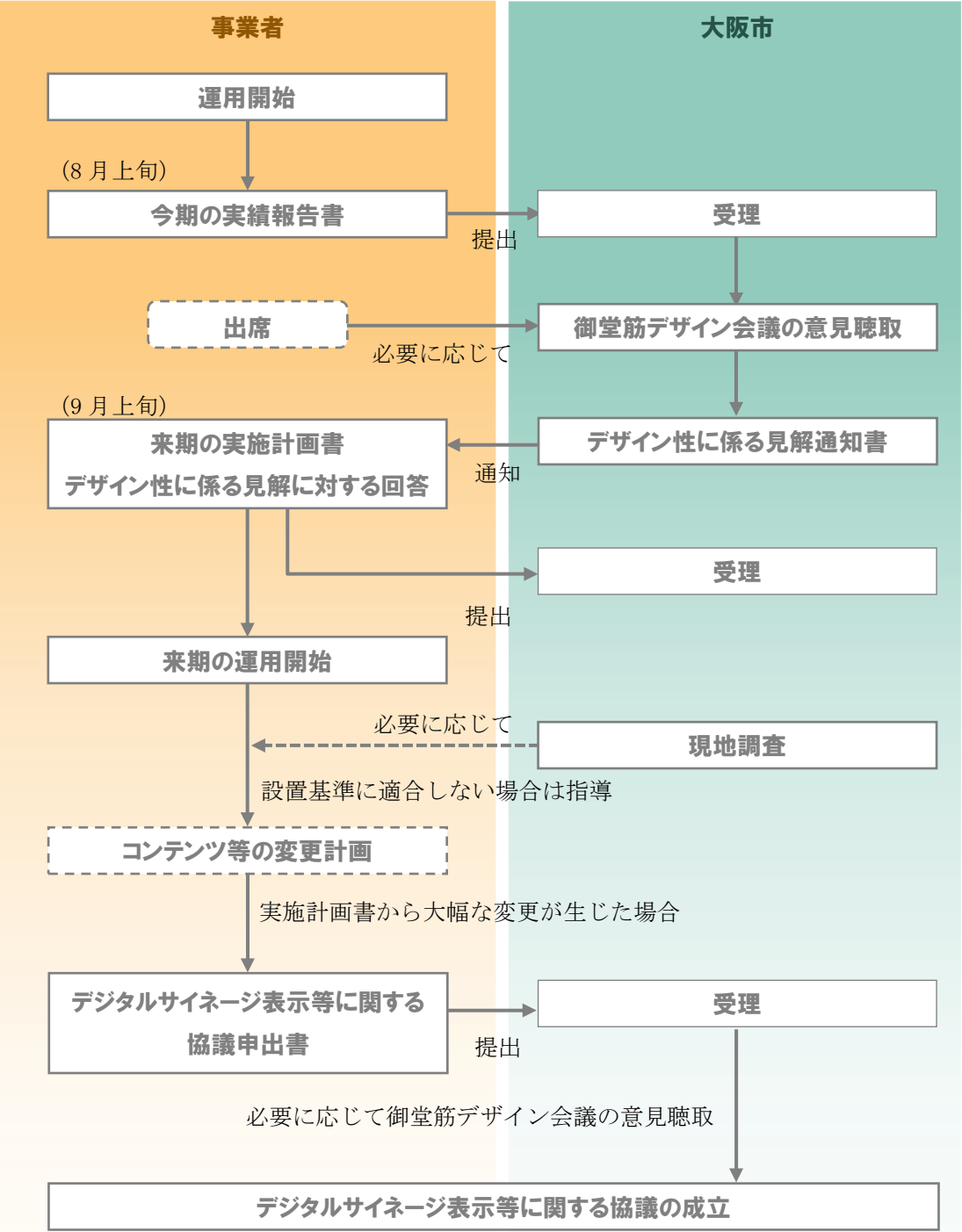


【デジタルサイネージ運用開始後の手続きフロー】

※窓口協議の場合



※デザイン会議に意見聴取を行う場合



(4) デジタルサイネージの設置基準 一覧

御堂筋本町北地区・御堂筋本町南地区

	御堂筋本町北地区、御堂筋本町南地区
前提条件	- ガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3」を踏まえ、御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するものとし、周辺景観との調和に配慮したものとする。 - 事業者による内部取扱規定を設けていることとする。 - エリアマネジメント広告物を掲出する場合、当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこととする。
設置位置、形態・意匠の基準	- 設置位置は、建築物の1階まで（※2）とし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。 - 壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。 - 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態、意匠とする。また、窓面をふさがないように設置することとする。 - 太陽光を著しく反射する恐れのないものとする。 - 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
大きさ（1か所）の基準（※3）	2㎡以下とする。
総量の基準	5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、2000㎡を超える部分（A㎡）の割合（A/2000）に応じて、一敷地における合計面積を加算（5㎡×A/2000）することができる。
快適な街路景観創出のための基準	- ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さ2.3m以下、画面幅1.5m以下）とする。 - 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。 - 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない。 - 壁面後退部分への設置は不可とする。 - 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等とする。
周辺への影響を抑えるための基準	- まぶしすぎない明るさとし、周辺への影響に配慮した輝度（昼間3,000cd/㎡以下、夜間800cd/㎡以下）とする。 - 明るく派手な高彩度色の利用を抑えるなど、まちなみを阻害しない色彩とする。（※3） - 映像の表示方法は、静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）のみとする。 - 音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）
コンテンツの基準	- 自家用広告物（※4）に限る。（※5） - 周辺景観に配慮したものとする。 - 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等（以下「公共情報等」という。）を提供し、その表示割合が1/10を超えていることとする。 - 公序良俗に反しないものとする。（※6） - 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。 - 人物、キャラクターの意の使用は最小限に抑える。（人物、キャラクターの割合が、画面の3分の1以下とする。）（※7）

（※1）道路に面する部分の天井高より下の部分とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。

（※2）大きさの算定はフレームや架台等を除く画面の大きさとする。ただし、ガイドラインに定める「広告・サイン等の取扱い」のうち、表示面積及び設置数に関する制限の範囲内であるものに限る。

（※3）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※4）自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物とする。

- (※5) エリアマネジメント広告物のうち、工事中の敷地における板塀その他これに類する仮囲いに暫定的に表示されるものについてはこの限りではない。
- (※6) エリアマネジメント広告物において、自家用広告物以外の広告物を掲出する場合、公共情報等の表示割合が1/4を超えていることとする。
- (※7) シルエットなどイメージ的に用いるものは除く。なお、人物、キャラクターの割合について、エリアマネジメント広告物についてはこの限りではない。

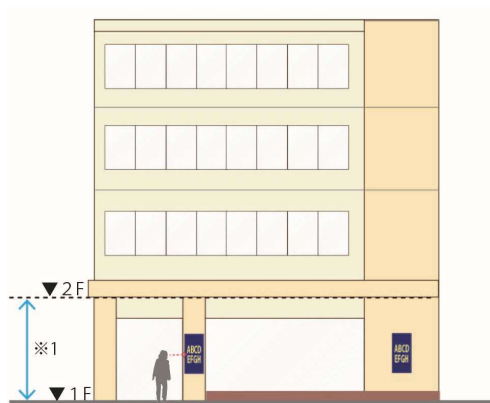
(5)設置基準の解説

設置位置、形態・意匠の基準

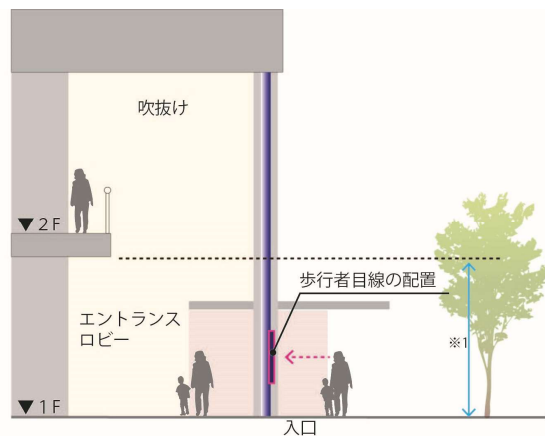
- ・ 建築物の1階まで（※1）とし、壁面への設置及び自立型設置とする。
- ・ 壁面に突出し、また、天井に吊り下げて設置することは不可とする。

（※1）道路に面する部分の天井高より下の部分を低層部とする。道路に面する部分に吹き抜け等がある場合は、当該建築物の主要な天井高までを基本とする。

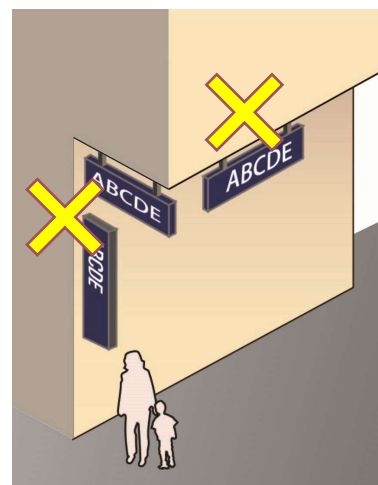
建築物の外壁面に設置する場合は、歩行者等の目線に配慮した位置に配置してください。また、道路に面する部分に吹き抜け等がある場合も同様に、歩行者等の目線に配慮し、地上近くに配置しましょう。



一階壁面への配置



吹き抜け部入口付近への配置



突出し、吊り下げ広告は不可

- ・壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とする。また、窓面をふさがないように設置する。

建築物の外壁面に設置する場合は、外壁の形態意匠に調和するように、壁面や柱型などに設置してください。



窓面をふさがず壁面意匠にあわせて配置した例



柱型にあわせて配置した例

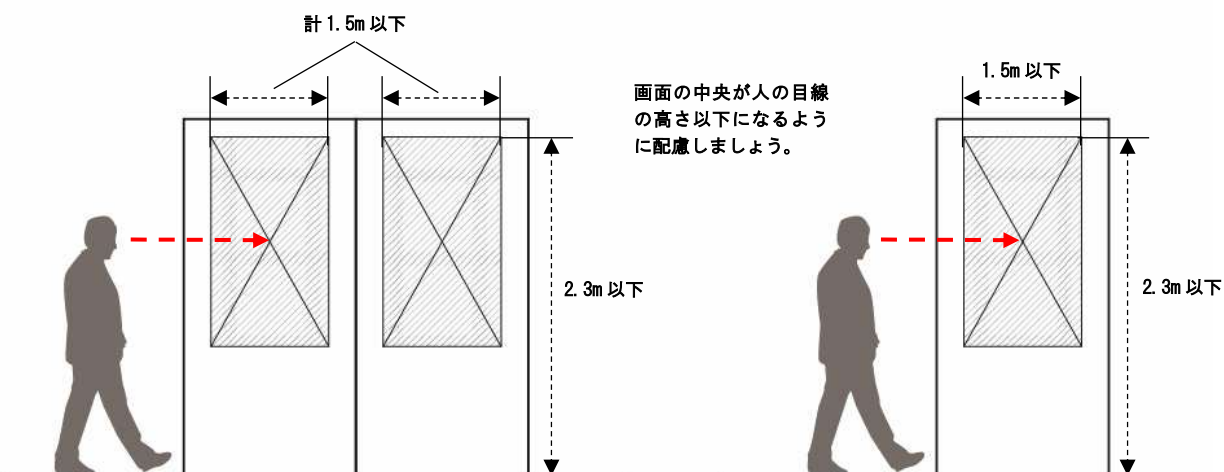
快適な街路景観創出 のための基準

- ・2 m²以下とし、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅とする。

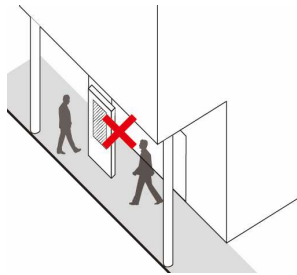
ヒューマンスケールとは、人の寸法と調和のとれる大きさを指します。

デジタルサイネージについては、広告物自体が発光することに加え、文字や映像が動く媒体であり、通常の広告物以上に夜間を含めた景観形成上影響が大きいものです。良好な景観形成を図るためには、圧迫感を与えないようにヒューマンスケールに配慮する必要があります。

画面の中央が人の目線の高さ程度になるようにする等、人間のサイズ感を考慮して設計しましょう。



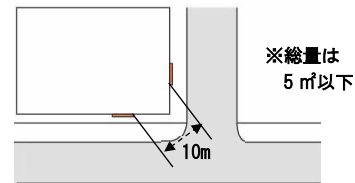
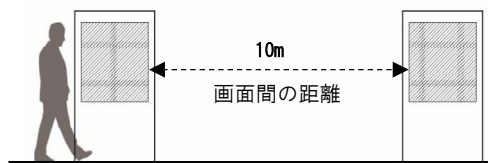
- ・ 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置とする。



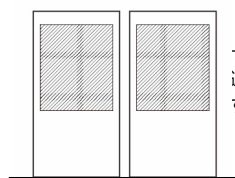
壁面後退部分等、歩行者の妨げとなる位置への設置は避けましょう。なお、御堂筋本町北地区では、壁面後退部分への設置はできません。

- ・ 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を 10m 以上離す。ただし、近接して設置する場合は、合計 2 m²以下※であればこの限りではない。

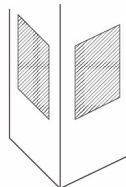
他のデジタルサイネージとの距離は 10m 以上距離を離しましょう。



※合計 2 m²以下の場合の例



一体の情報を
近接して設置
する場合



柱型の近接し
た面に設置す
る場合



自立設置で反対
の面に設置する
場合

周辺への影響を抑える ための基準

- ・ まぶしすぎない明るさ（輝度※）とする。

デジタルサイネージの輝度は、外光の状況及び周辺状況に応じて以下の値を目安に計画してください。

【日中】：3000 カンデラ/m²以下

【夜間】：800 カンデラ/m²以下

(6)設置者による内部取扱規定の策定について

内部取扱規定は、以下を参考に作成してください。

項目（例）	定める内容のイメージ（例）
周辺景観との調和	・ ガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3」を踏まえ、御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するものとし、周辺景観との調和に配慮したものとする ・ （例）周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格のある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする（※1）
明るさの基準	・ 昼間と夜間の適切な輝度（（日中）○カンデラ/㎡以下、（夜間）○カンデラ/㎡以下） ・ 周辺建物に光害を及ぼさない
色彩の基準	・ 色相差、彩度差が大きすぎない ・ 高彩度の色彩の面積が大きすぎない
動きの基準	・ 静止画の切替わり（○秒程度） ・ サブリミナル効果等の、見る人等に通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達するものではない
コンテンツの基準	
公序良俗に反しないもの	・ 暴力や反社会的なものではない ・ 風俗的、性的なものではない ・ 法規に抵触する恐れのあるものではない ・ いじめや人権侵害を想起させるものではない
不快感を与えないもの	・ 公共の場にふさわしくないものではない ・ 商品やサービスの内容、価格をアピールするものではない ・ 歩道や視点場からの見やすさ・読みやすさに配慮した、文字サイズや文字数
パブリックなコンテンツの表示内容	・ ニュース、天気予報 ・ 防災情報 ・ 行政情報 ・ まちづくりと連携した内容
その他	（※）

（※1） 周辺景観との調和について配慮している事項を記載

（※2） 内部取扱規定の公表方法、クレームへの対応方法について記載